

南インド洋漁業協定(SIOFA)の概要

(SIOFA : Southern Indian Ocean Fisheries Agreement)

2006 年 7 月 18 日 採択

2012 年 6 月 21 日 発効

2014 年 6 月 17 日 日本加盟

事務局所在地 レユニオン（フランス領）

1. 目的

南インド洋の公海における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保すること並びに協定の締約国であり対象水域に隣接する開発途上国のニーズを考慮して、同水域における漁業の持続可能な発展を促進すること

2. 加盟国・地域

日本、豪州、中国、フランス（海外領土）、モーリシャス、セーシェル、クック諸島、韓国、タイ、EU及び台湾（11ヶ国・地域）

3. 協定対象魚種

キンメダイ、メロ、オレンジラフィー等の協定水域におけるすべての漁業資源。
(ただし、カツオ、マグロ等の高度回遊性魚種、大陸棚の定着性種族を除く。)

4. 我が国の操業実績

本協定水域において、遠洋底びき漁船 2 隻・遠洋はえ縄漁船 1 隻が、キンメダイ及びメロ等を漁獲。

5. 協定水域

以下の地図のうち、線で囲まれた水域。

